

営業秘密をめぐる韓国の概況

岩谷 一臣
特許庁総務部総務課企画調査官
(前ジェトロソウル事務所副所長)

韓国における営業秘密流出の実態

営業秘密流出の実態

【日本企業の状況（第10回韓国IPGセミナーアンケートより）】

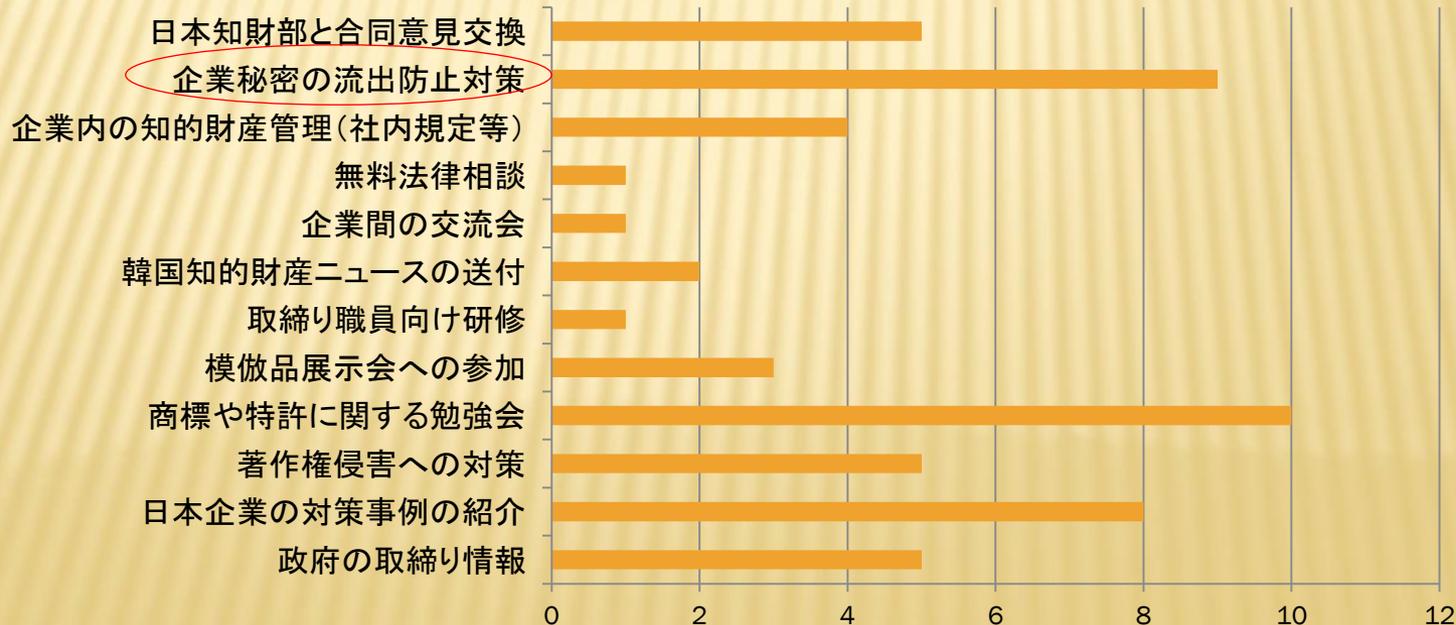
○参加者 38名

○有効回答 19名

<模倣品被害の状況>

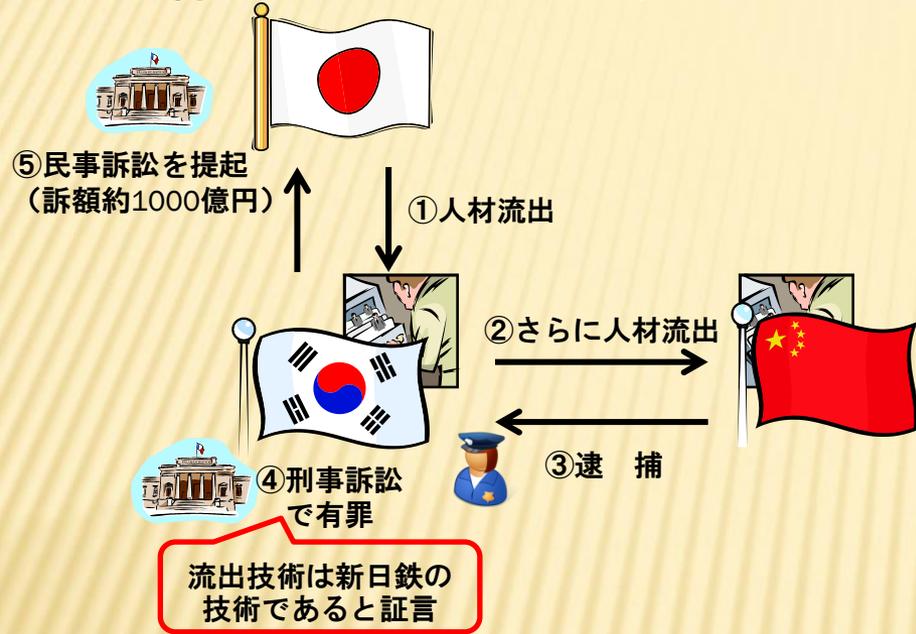
①韓国で被害にあっていない	10
②韓国では被害にあっていないが中国など他国で被害経験あり	2
③韓国で既に被害にあっている	1
④回答なし	6

<今後得たい情報・テーマ等>



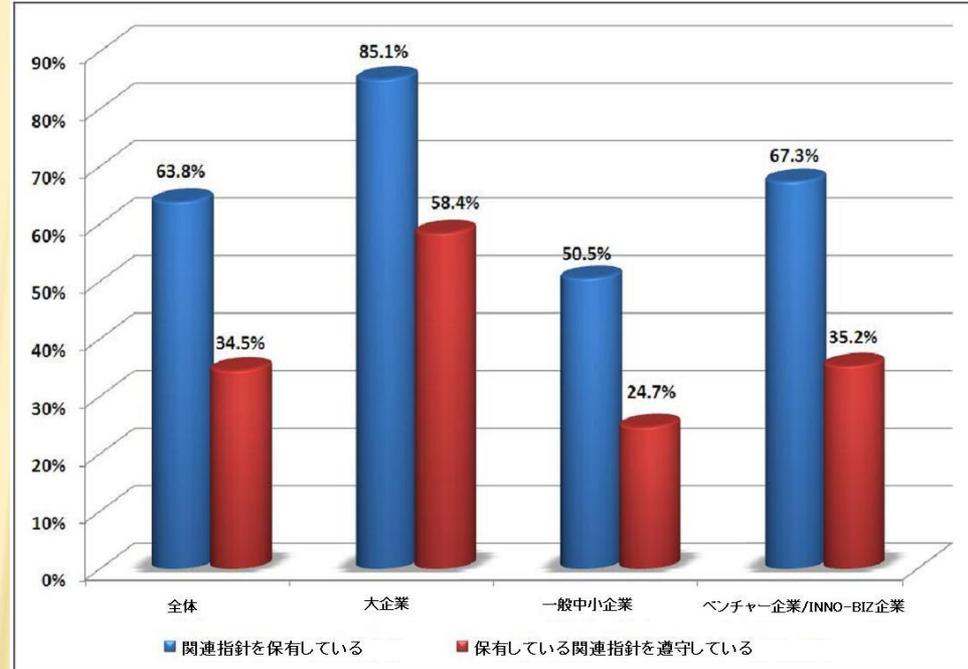
営業秘密流出の実態

新日鐵住金VSポスコの例



(*新日鐵住金知財部に聞いたところ、韓国の刑事訴訟の訴訟記録を民事訴訟の証拠として使うことは、法院により認められなかったとのこと)

韓国企業の意識



調査期間：2012.8.20-2012.11.23

調査票本：所定期間に特許権等を2件以上出願、1件以上登録した18,656の韓国企業、大学、公共研究所

出典：2012年度知的財産活動実態調査（2012.12、韓国特許庁、韓国貿易委員会）

注意

- 協力関係にある企業であっても、日本企業の営業秘密は常に流出する可能性がある（顧客関係ならなおさら）。
- また、日本発の技術は、韓国からさらに中国まで拡散している。

営業秘密の海外流出に対する最近の事例

<サムスン電子での半導体技術流出事件>

- 事案 サムスン電子の工程情報を外国企業に漏えいしたとされ18名が起訴された事例
- 現在の状況 2014.6.20控訴審が判決言い渡し（全員無罪） →上告中

<SKハイニックスへの半導体技術流出事件>

- 事案 東芝、サンディスクの合併工場で勤務していた社員がSKハイニックスに転職し営業秘密を漏えいしたとされる事例
- 現在の状況 日本において2014.3.13に被疑者が逮捕、日本と米国において民事訴訟が提起その後、SKハイニックスから和解金330億円で和解に合意

<LG電子での技術流出事件>

- 事案 ロボット掃除機の核心技術を中国の家電会社に渡したLG電子の元開発研究員2名が拘束された事例
- 現在の状況 2014.4.9に被疑者を拘束、警察は起訴前の没収保全制度を活用すると発表

<現代自動車及び韓国GMでの技術流出事件>

- 事案 国内エンジン設計技術会社A社の一部の研究員等が、現代自動車及び韓国GMのエンジン関連の核心技術を中国の自動車会社に横流ししていたとされる事例
- 現在の状況 2014.7.3に上記A社及び研究者自宅を家宅捜索したと検察庁が発表

営業秘密流出の実態

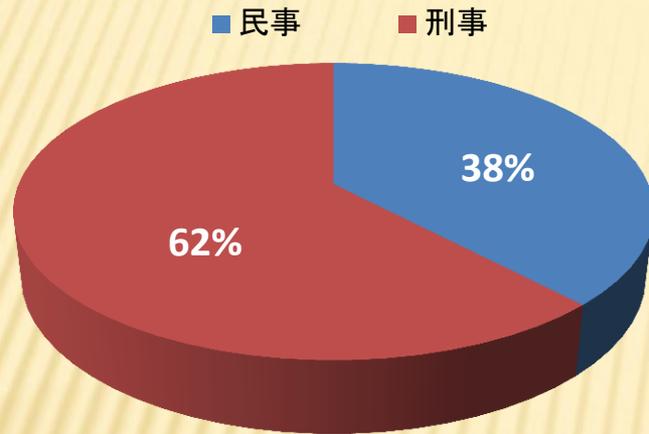
韓国大手企業同士でも営業秘密流出事件が多発

～サムスンとLGの営業秘密流出等をめぐる攻防～

日時	主要内容
2012年 4/5	京畿警察庁、サムスンモバイルディスプレイ(SMD)のOLED TV関連の核心技術流出の嫌疑で摘発 / SMD前現職研究院及びLGディスプレイの役員など関係者を立件
7/15	水原地方検察庁、関係者を非拘束のまま起訴
9/3	サムスンディスプレイ、OELD関連技術流出に関し、LGディスプレイに対し当該OLED技術流出関連の記録及び細部技術に対する使用差止の仮処分を申立て(ソウル中央地方法院)
9/27	LGディスプレイ、OLED関連特許に関し、サムスン電子とサムスンディスプレイに対し特許侵害差止及び損害賠償請求訴訟を提起(ソウル中央地方法院)
11/12	サムスンディスプレイ、LGディスプレイのOLED特許に対し特許無効審判を請求
12/7	サムスンディスプレイ、LCD関連特許に関し、LG電子とLGディスプレイに対し特許侵害差止及び損害賠償請求訴訟を提起(ソウル中央地方法院)
12/26	LGディスプレイ、LCD関連特許に関し、サムスン電子とサムスンディスプレイに対しギャラクシーノート10.1の生産及び販売差止の仮処分を申立て(ソウル中央地方法院)
2013年 1/15	サムスンディスプレイ、LGディスプレイのLCDパネル構造及び設計に関する特許に対し無効審判を請求
2/4	サムスンディスプレイのキム・ギナム社長、LGディスプレイのハン・サンボム社長、知識経済部のキム・ジェホン成長動力室長による会談
2/12	サムスン、LGに対する訴えを取下げ
2/20	LG、サムスンに対するギャラクシーノートの販売差止仮処分を取下げ
3/15	サムスンディスプレイとLGディスプレイ、和解のため特許交渉開始
4/9	ソウル地方警察庁国際犯罪捜査隊、LGディスプレイのOELD技術流出の疑いでサムスンディスプレイの工場、本社に対し強制捜査

営業秘密流出の実態

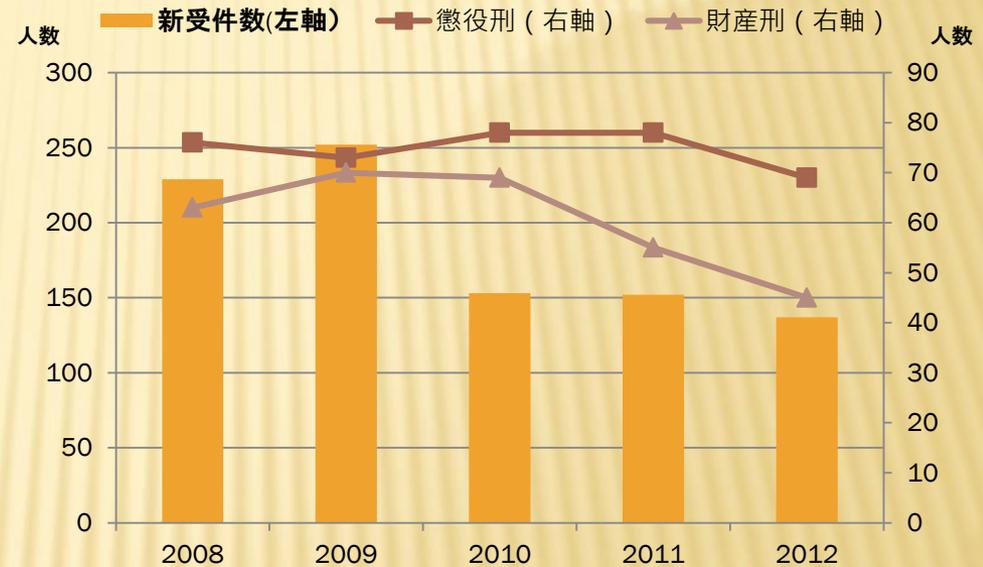
営業秘密に関連する事件類型
(2005年1月～2010年12月受付の民事・刑事)



民事		刑事	合計
本案	仮処分		
160	48	338	546

出典：「営業秘密判例の分析を通じた実態調査」、韓国特許庁2012.7

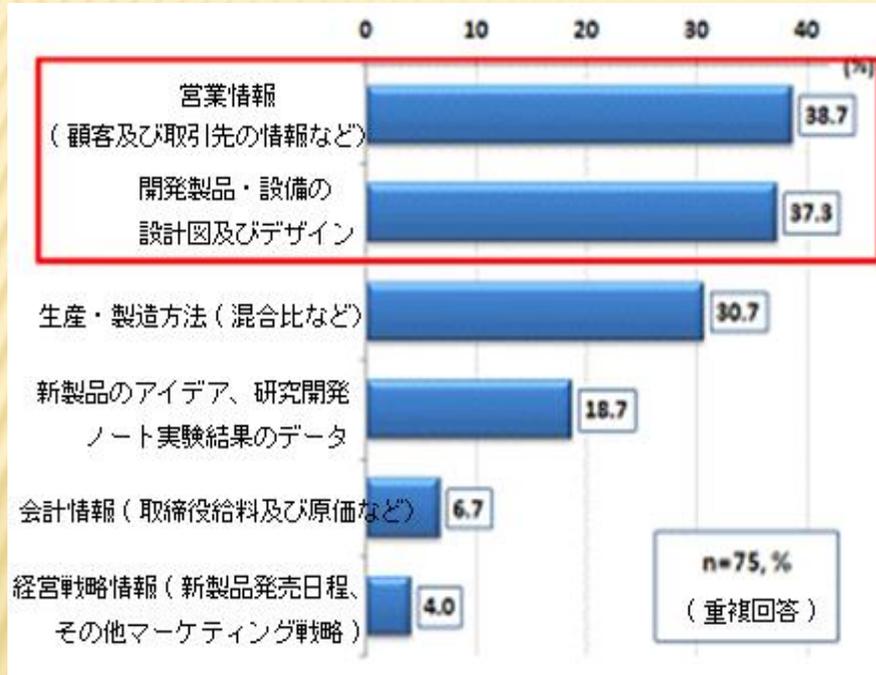
韓国不競防法に基づく刑事事件推移



出典：韓国大法院司法年鑑
*2007年に産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行
*懲役刑には、執行猶予を含む

営業秘密流出の実態

流出した営業秘密の種類



営業秘密を流出させた者

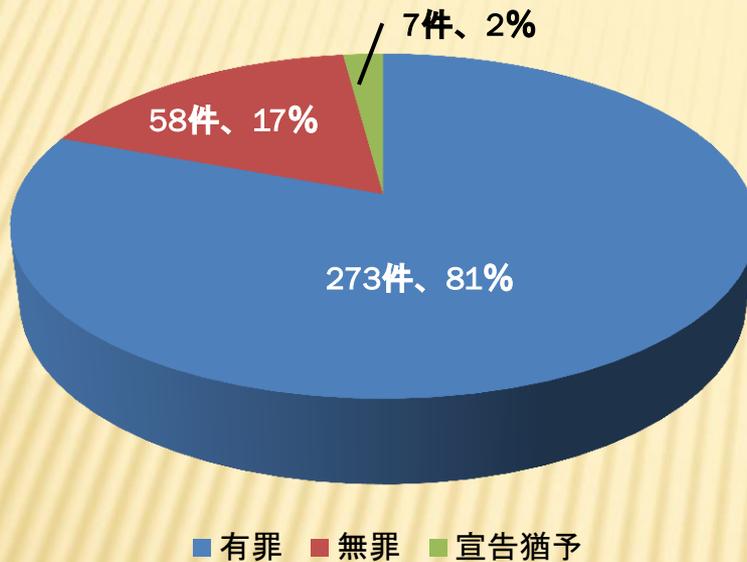


韓国中小企業800社に対するアンケート調査のうち、営業秘密流出被害経験した75社の回答

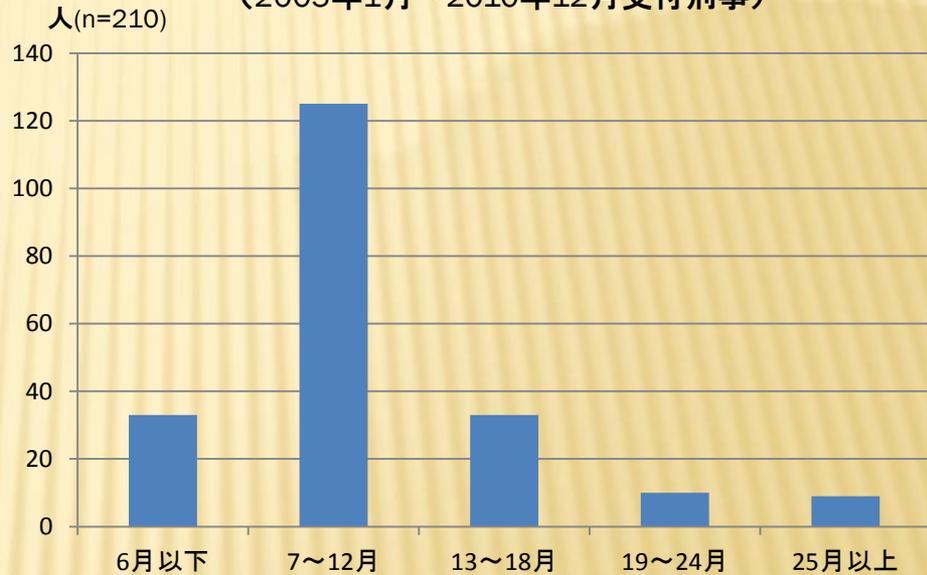
出典：「営業秘密被害の実態調査結果（要約）」、韓国特許庁2014.1.23

営業秘密流出の実態

営業秘密に関連する刑事事件の結果 (2005年1月～2010年12月受付の刑事338件)



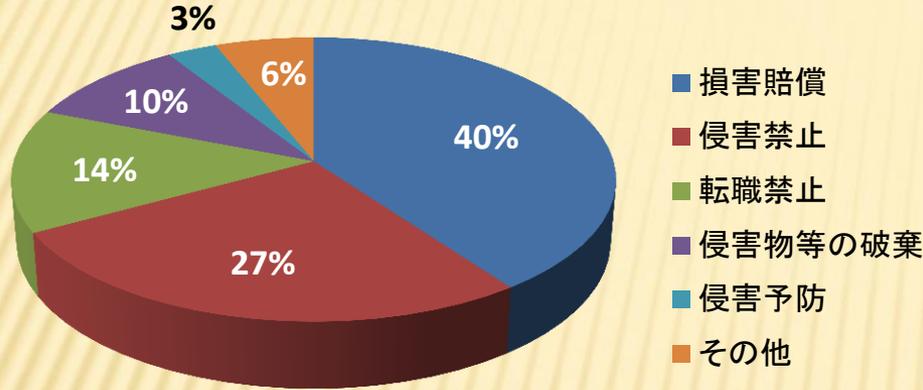
懲役人数及び懲役期間 (2005年1月～2010年12月受付刑事)



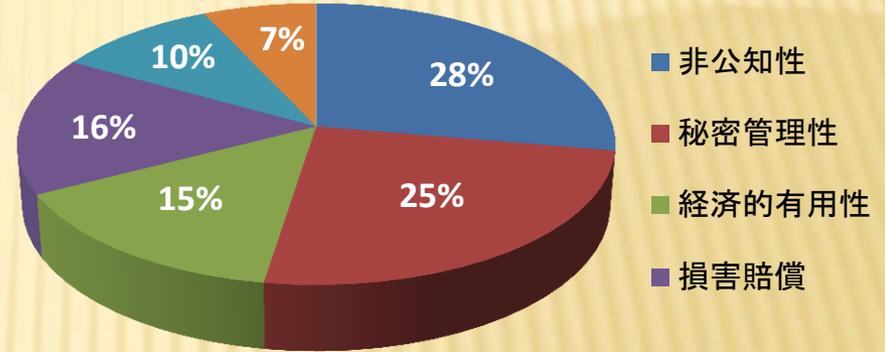
出典：すべて「営業秘密判例の分析を通じた実態調査」、韓国特許庁2012.7

営業秘密流出の実態

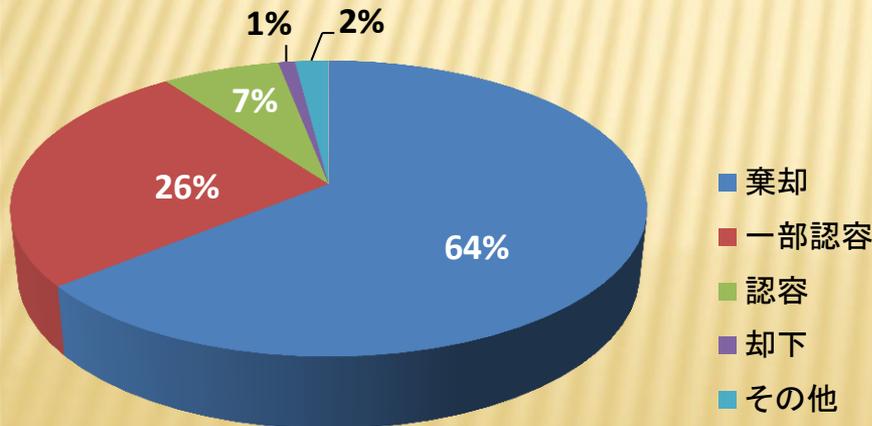
営業秘密に関連する民事事件の請求原因
(2005年1月～2010年12月受付の民事)



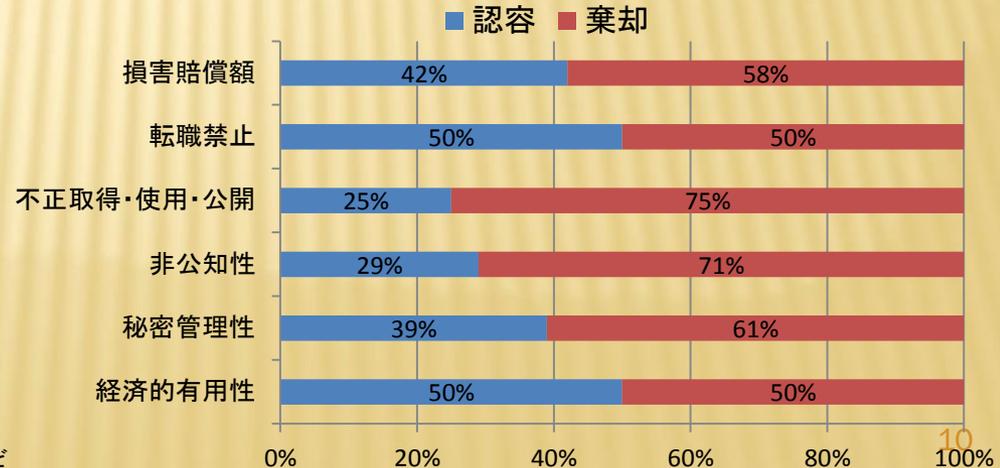
営業秘密に関連する民事事件の主要争点
(2005年1月～2010年12月受付の民事)



営業秘密に関連する民事事件の結果
(2005年1月～2010年12月受付の民事)



営業秘密に関連する民事事件の主要争点別結果
(2005年1月～2010年12月受付の民事)



*その他は、和解、併合など

日本企業の対応

韓国IPG「部品素材分野における韓国・知的財産構築ラウンドテーブル」
(第1回2011.6.14、第2回2012.2.3、第3回2013.7.24)

【営業秘密流出に関するおもな問題】

- ①韓国顧客にサンプルを提供する際、秘密保持契約（NDA）を締結してもらえない。
- ②仮にNDAを締結しても、サンプル、技術情報の流出が絶えない。
- ③韓国企業の圧倒的な購買力を背景に、製品やサンプルの詳細データの提供を求められる。
- ④気づいたら自社技術が特許出願され、権利化されてしまっている。
- ⑤人材流出などによる営業秘密漏えいがあとを絶たない。

→ 韓国における営業秘密保護の法制度は整っているものの、企業のマインドが低い！

【対策の困難性】

- ①大口顧客に対し、法的対応などを採ることが困難
- ②現実的に、営業秘密流出に対する裁判の遂行（立証など）が困難
- ③競業禁止契約は、役職・業種などにもよるが、せいぜい2年
- ④実施に必要なすべての特許権等の取得は、費用的に困難

→ 顧客企業に対する法的措置は、ビジネス上困難！

日本企業の対応

【営業秘密流出に対する自衛策】

- ① サンプル、技術情報にブラックボックスを作ることは当然として、NDAを過信せず、交渉の議事録を作成し、相手方に送付
- ② サンプル、技術情報提供までに特許権などを可能な限り取得。間に合わない場合でも、出願し議事録にその旨明記
- ③ サンプル、技術情報が流出することを前提に、その流出のリスクに応じてあらかじめランク付けし、最終的にビジネス判断
- ④ 相手方の求める情報が自社にとって重要ではないことも少なくないため、相手方が何を求めているのか真意を確認
- ⑤ 人材の重要性に合わせた処遇管理等が必要。また、一人にすべての重要技術の情報が集中しないよう基本的な管理が必要
- ⑥ 人材流出による営業秘密漏えいは、その時点の情報にすぎないと割切りが必要。人材流出によってライバル企業に追いつかれるようでは、技術開発の進捗が遅すぎ
- ⑦ ピンポイントの重要技術のみ権利化するのではなく、自社の特許網（知財ポートフォリオ）をきちんと構築

【その他】

- ① 顧客に対する法的措置は困難なので、まずは韓国企業の意識を向上させることが大切
- ② 営業秘密流出に対する重罰化、損害額の適正化等による抑止力強化は図れないか？
- ③ 1社1社の力では限界。営業秘密対策に関する官民フォーラム等は作れないか？

→ 日中韓特許庁長官会合にて、営業秘密保護の強化を合意

→ 韓国 I P G/ジェトロソウルにおいて、韓国特許庁長官と意見交換及び建議事項を提出¹²

営業秘密保護の対策

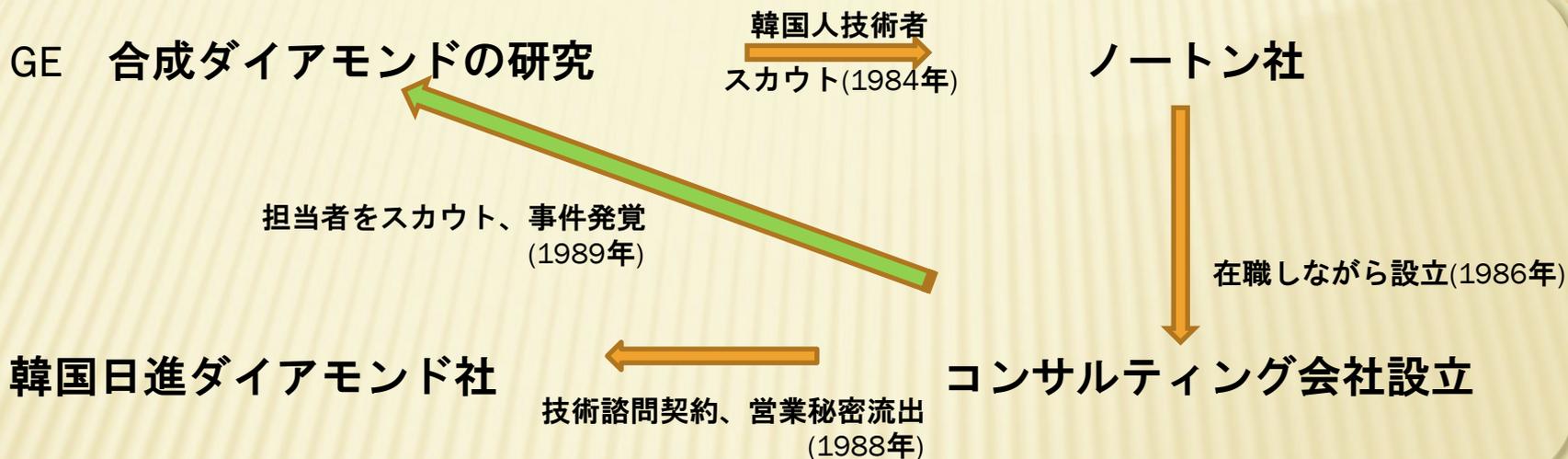
#	項目	優先度
1	アクセス可能性のある者に対する秘密保護の義務付け	5
2	一般情報と営業秘密の区別	4
3	営業秘密であることの明示	4
4	営業秘密へのアクセス・使用の権限を制限	4
5	秘密情報の保存場所を別途設ける	3
6	セキュリティ管理担当者を指定	3
7	秘密管理証拠の確保	3
8	定期的なセキュリティ教育の実施	2
9	セキュリティ関連の規定を設けて施行	2
10	営業秘密であること及び営業秘密保護の義務を告知	1

法院（裁判所）が求める秘密管理性を満足するために有効な項目を優先度順に列挙。優先度は判例分析から判断される重要性や導入コストからランク付け。

営業秘密に関する韓国の法制度

韓国における営業秘密保護法律 導入のきっかけ

<韓国における営業秘密認知のきっかけ ～工業用ダイヤモンド事件～>



○当時韓国では、「営業秘密」という概念が知られておらず、特許権等が存在しないにもかかわらず侵害行為に当たるということが理解できなかった。

1992年12月、営業秘密漏えい禁止等を盛り込んだ
不正競争防止法を施行(公布は1991年)

韓国の営業秘密保護制度

不正競争防止及び営業秘密保護法

【営業秘密保護の3要件】（2条2号）

- ①公然と知られていないこと
- ②独立した経済的価値を有すること、
- ③相当な努力によって秘密として維持されたもの

○関連する判例

「「公然と知られていないもの」とは、その情報が不特定多数の人に知られていないために保有者を通さなくてはその情報を通常入手できないもの」（韓国最高裁判所2011.8.25宣告2011ド139判決）

「「独立した経済的価値を有するもの」とは、その情報の保有者がその情報の使用によって競争者に対して競争上の利益を得ることができるか、またはその情報の取得や開発のためにかんがりの費用や努力が必要であるもの」（韓国最高裁判所2011.8.25宣告2011ド139判決）

「「相当な努力によって秘密として維持されたもの」とは、その情報が秘密であると認識することができる表示をしたり、告知をしてその情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、その情報にアクセスした者に秘密維持義務を付加するなど客観的にその情報が秘密として維持・管理されているという事実が認識可能な状態」（韓国最高裁判所2011.10.10宣告2010ダ42570判決）

韓国の営業秘密保護制度

不正競争防止及び営業秘密保護法

【営業秘密侵害行為】（法2条3号）

- ①窃盗、詐欺等不正な手段で営業秘密を不正取得、使用、公開
- ②不正取得が介在したことを知り又は重大な過失で知らずに営業秘密を取得、使用、公開
- ③営業秘密の取得後に不正行為が介在したことを知り又は重大な過失で知らずに使用、公開
- ④営業秘密維持義務のある者が不正な利益を得る目的又は営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を使用、公開
- ⑤営業秘密の公開が④によることを知り又は重大な過失で知らずにその営業秘密を取得、使用、公開
- ⑥営業秘密の取得後に④によることを知り又は重大な過失で知らずにその営業秘密を使用、公開

○関連する判例

「不正な手段」とは、窃盗・欺罔・脅迫など刑法上の犯罪を構成する行為だけでなく、営業秘密維持義務違反又はその違反の誘引など、健全な取引秩序の維持又は公正な競争の理念に照らし、上に列挙した行為に準ずる善良な風俗、その他の社会秩序に反する一切の行為や手段をいう。」(韓国最高裁判所2011.7.14宣告2009ダ12528判決)

韓国の営業秘密保護制度

不正競争防止及び営業秘密保護法

【民事上の救済】

①差止請求権（10条）

営業秘密の保有者は、営業秘密侵害行為に対し、営業上の利益が侵害又は侵害される恐れがある場合、その行為の停止又は予防を請求可能。また、侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除去、その他侵害の行為の停止又は予防のために必要な措置をあわせて請求可能。ただし、認知日から3年、侵害行為日から10年の事項あり（14条）

②損害賠償請求（11条）

故意又は過失による営業秘密侵害行為により被った営業上の利益の損害に対し、損害賠償請求が可能

③信用回復措置（12条）

故意又は過失による営業秘密の侵害行為により被った営業上の失墜に対し、営業上の信用回復措置を求めることが可能

○関連する判例

「営業秘密を不正に取得した者は、取得した営業秘密を実際に使用したかにかかわらず、不正取得行為自体だけで営業秘密の経済的価値を損傷させたことになり、営業秘密保有者の営業上の利益を侵害して損害を負わせたものとみななければならない。」（韓国最高裁判所2011.7.14宣告2009ダ12528判決）

韓国の営業秘密保護制度

不正競争防止及び営業秘密保護法

【刑事罰】（18条）

- ①不正利益を得る又は企業に損害を負わせる目的でその企業に有用な営業秘密を外国で使用又は使用されることを知りながら取得、使用、第三者に漏えいした場合、10年以下の懲役又は利益額の2~10倍の罰金
- ②不正利益を得る又は企業に損害を負わせる目的でその企業に有用な営業秘密を取得、使用、第三者に漏えいした場合、5年以下の懲役又は利益額の2~10倍の罰金

*2014年1月31日施行予定の改正法により、罰則が強化される予定（後述）

○関連する判例

「営業秘密不正使用材の対象になる営業秘密は、「窃盗・欺もう・脅迫、その他不正な手段によって取得」した営業秘密であることを前提としない」（韓国最高裁判所2011.7.14宣告2009ダ12528判決）

参考：日韓罰則等の比較

	特許法			不正競争防止法		
	実施行為	親告/非申告	侵害に対する主な罰則	親告/非申告	侵害に対する主な罰則	海外使用等の重罰
日本	生産、使用、譲渡、輸出、輸入等	非親告罪(秘密保持命令違反除く)	10年以下の懲役 1000万円以下の罰金	親告罪(営業秘密流出等) 非親告罪(模倣品等)	10年以下の懲役 1000万円以下の罰金	なし
韓国	生産、使用、譲渡、貸借、輸入等	親告罪	7年以下の懲役 1億ウォン以下の罰金 (併科の規定なし)	非親告罪 (秘密保持命令違反除く)	5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金 (利得額の10倍が5千万ウォンを超える場合利得額の2~10倍)	あり (10年以下の懲役、1億ウォン以下の罰金等)

韓国の営業秘密保護制度（その他）

【競業禁止規定】

- 職業選択の自由の考え方の下、競業禁止期間等を厳しく制限
- 役職・業種によるが、概ね1年、長くて2年程度
- 競業禁止規定が著しく厳しい場合、当該規定自体を否定した事例あり
 - ・ 営業秘密保護に合理的な目的はあるか
 - ・ 競業禁止期間に合理性はあるか
 - ・ 競業禁止対象の職種、地域、範囲に合理性はあるか
 - ・ 競業禁止に対する対価（金銭、給与、昇進、研修等）はあるか . . . 等

【秘密保持契約】

- 退職後の秘密保持義務期間について、個別事案に応じるが、概ね1～3年程度
- 可能な限り保持すべき情報を具体的に特定

<考えられる背景>

- 国内の雇用事情が厳しい（例えば大手電機メーカーは2社、中堅メーカーもきわめて少ない。その上、実質定年が早い。）ため、再就職を厳しく制限すると生活への影響がきわめて大
- 人材流動が活発で、他社企業への再就職に比較的寛容

韓国の営業秘密保護制度

<公正取引委員会「知識財産権の不当な行使に対する審査指針」による禁止行為>

(1) 実施権の範囲を不当に制限して関連市場の公正な取引を阻害するおそれがある行為

- 実施許諾と連関した商品(“契約商品”)または技術(“契約技術”)と関連する実施数量、地域、期間などを制限しながら知識財産権保有者と実施権者が取引数量、取引地域、その他の取引条件に不当に合意する行為
- 契約商品または契約技術と関連する実施数量、地域、期間などを制限することによって不当に関連市場の供給量を調節する行為
- 不当に取引相手方などによって契約商品または契約技術と関連する実施数量、地域、期間などを差別的に制限する行為

(2) 不当に条件を付加して関連市場の公正な取引を阻害するおそれがある行為

- 契約商品価格の制限:不当に契約商品の販売価格または再販売価格を制限する行為
- 原材料などの購買相手方の制限:不当に契約商品生産に必要な原材料、部品、生産設備などを知識財産権保有者または知識財産権保有者が指定する者から購入するようにする行為
- 契約商品の販売相手方の制限:不当に実施権者が契約商品を販売(再販売)できる取引相手方または販売(再販売)できない取引相手方を指定する行為
- 競合商品または競争技術の取引制限:不当に契約商品に取って代わることができる競合商品や契約技術に取って代わることができる競争技術を取引することを制限する行為
- 抱き合わせ販売:不当に該当知識財産権の実施のために、直接必要ではない商品または技術を共に購入するようにする行為
- 不爭義務の付加:無効な知識財産権の存続などのために、不当に実施権者が関連知識財産権の効力を争うことを禁止する行為
- 技術改良と研究活動の制限:契約商品または契約技術の改良、これと関連する研究活動を不当に制限する行為、契約商品または契約技術と関連して実施権者が独自に取得した知識と経験、技術的成果を不当に知識財産権保有者に提供するようにする行為

注!意

NDA締結など営業秘密保護と関連する契約を結ぶ際、これらの行為に該当しないように注意

営業秘密をめぐる韓国政府の施策

営業秘密流出の問題（韓国政府の施策）

＜韓国特許庁「知識財産基盤の創造経済実現戦略」＞

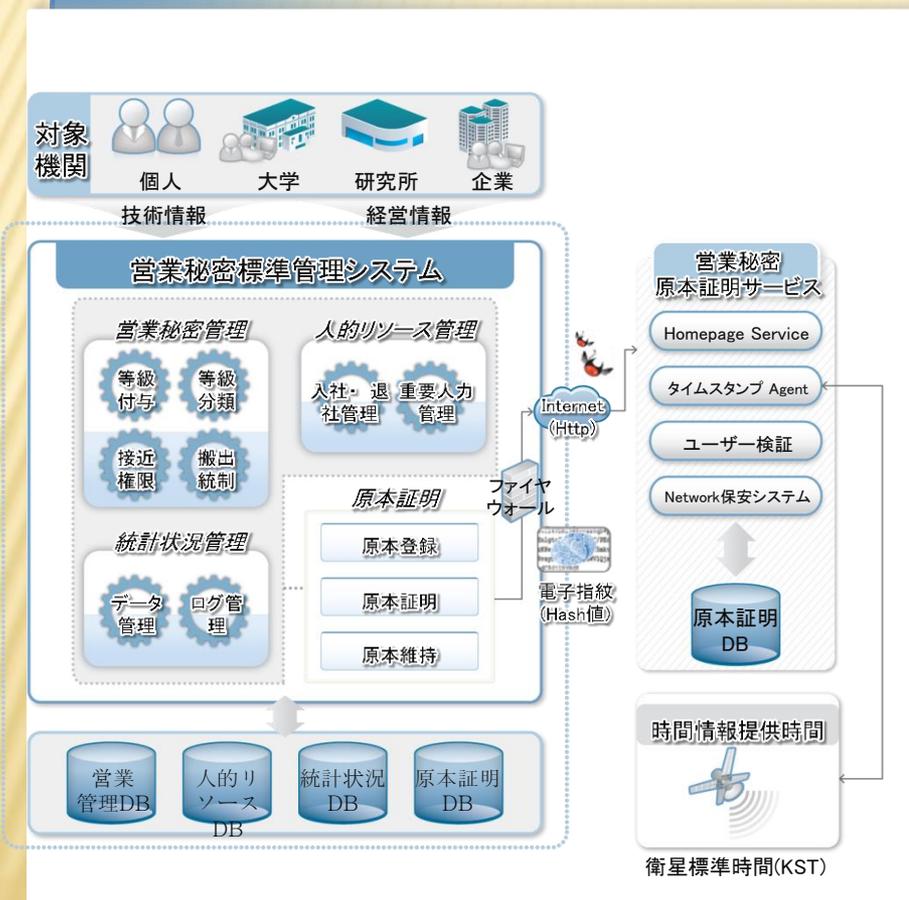
中小企業の営業秘密漏えいを防止するため、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁（営業秘密保護センター）、警察（産業技術流出捜査隊）等と連携、ワンストップサービスを構築

＜営業秘密保護センター＞

- 設置時期 2012年
- 主要業務
 - 営業秘密原本証明サービス（本サービスは、2010年開始）
 - 各機関と連携した営業秘密流出に関する相談対応
 - 営業秘密標準管理システムの提供
 - 営業秘密管理状況の無料診断
 - 企業担当者等の教育、カンファレンス、教育コンテンツ作成

営業秘密流出の問題（韓国政府の施策）

1. 標準管理システム



2. 標準管理無料診断

営業秘密管理体系構築

管理体系診断

- 営業秘密範囲確定
- 営業秘密保安指針
- 方案業務組織構成
- 法律認知水準点検
- 営業秘密等級付与
- 人的・物的リソース管理
- 技術移転契約点検

管理環境診断

- 企業電算環境分析
 - 社内DB方案点検
 - その他電算環境診断
- 施設管理環境分析
 - 保安区域設定
 - 外部人材統制状況
 - ネットワーク保安点検

保護対策樹立

- 営業秘密等級別分類及び接近者制限
- 等級別管理方案提示
- 社内規定、契約書作成
- 教育プログラム実施
- 部門別戦略方向導出及び移行計画樹立

営業秘密標準管理システム提供

- 当該企業に合わせた営業秘密標準管理システム提供
- 営業秘密標準管理システム教育

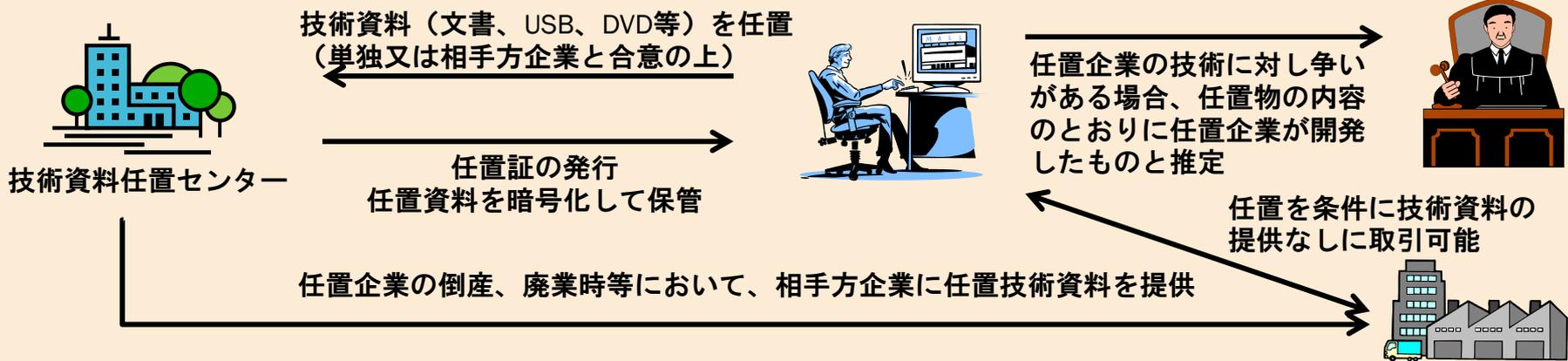
営業秘密流出の問題（韓国政府の施策）

営業秘密原本証明制度



*基本料金1万ウォン/初年、維持料3千ウォン/年、オンライン申請により利用し、韓国法人名義の公認認証書が必要
*2014年12月現在で7万7千件以上の利用あり。

（参考）技術資料任置制度



*基本料金30万ウォン/初年、更新料15万ウォン、代理による申請可能
*本来、中小企業と大企業の取引の際、中小企業を保護するための制度であるが、営業秘密保護にも利用可能
*「大・中小企業相生協力促進に関する法律」により任置物の開発保有推定規定あり（23条の3第項）

営業秘密保護に関する最近の改正動向

【不正競争防止及び営業秘密に関する法律の一部改正（法律第11963号、2013.7.30改正、2014.1.31施行）】

○主な改正事項

1. 不正競争行為の一般条項新設（2条1号又目）

他人の相当な投資・努力によって創出された成果等について、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用し、他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為における一般条項として新設（2条1号又目新設）

2. 営業秘密原本証明制度の明文化（9条の2～9条の7新設）

これまで韓国特許庁が導入・運営してきた営業秘密原本証明制度（後述）を改めて同法において明文化するとともに、原本証明機関の要件等を規定

3. 営業秘密流出の罰則規定強化（18条）

これまで、営業秘密流出の刑罰対象とされていた営業秘密は、企業が保有するものに限られていたが、保有主体を拡大し、個人・非営利団体も対象化するとともに、罰則を強化

・ 海外流出

（改正前）10年以下の懲役又は財産上利得額の2～10倍

（改正後）10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金（ただし、財産上の利得額の10倍に該当する金額が1億ウォンを超過する場合、その財産上の利得額の2～10倍）

・ 国内流出

（改正前）5年以下の懲役又は財産上利得額の2～10倍

（改正後）5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金（ただし、財産上の利得額の10倍に該当する金額が5千万ウォンを超過する場合、その財産上の利得額の2～10倍）

関連する今後の法改正動向

推進中の韓国特許法改正（侵害訴訟関連）

区分	検討内容
合理的な実施料の賠償	実施料の契約がないか又は新技術に該当する場合、通常の実施料相当の算定が難しいため、不法行為に対する実効的な賠償規定とするため、「合理的実施料」を損害賠償額として請求ができるように法改正を検討
証拠提出範囲及び対象拡大	特許侵害訴訟において、裁判所が当事者の申請を受け、侵害による損害計算に必要な資料以外に、当該侵害事実の立証に必要な資料について提出を命じることができるよう法改正を検討
被告の実施発明提示義務の新設	特許侵害の立証負担緩和のため、原告が特定した侵害行為の態様を否定する被告に対し、自分が実施した形態と様子を原告に提示するようにする規定の新設を検討
増額賠償規定の新設	米国特許法のように、裁判所の判断によって算定された金額の3倍まで損害賠償額を増額できる規定の新設を検討

➡ その他、営業秘密における秘密管理性要件を「相当な努力」から「合理的な努力」に緩和する内容の韓国不競法改正を議員立法で推進中

韓国における営業秘密侵害事件の判例

営業秘密流出に対する韓国判例 1

＜韓国最高裁判所2011.11.10宣告2010ダ42570号＞

○事案 A社がB社に対し営業秘密侵害訴訟を提起した事例

○争点 ①秘密と記載された設計図面が営業秘密に該当するか

②技術説明会で配布した技術資料が営業秘密に該当するか

①「熱間矯正器の設計図面に関して、設計図面に秘密という文字が記載されてはいるが、それ以外に原告が設計図面にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、設計図面にアクセスした者に秘密維持義務を課するなど、客観的に見て設計図面が秘密として維持・管理されてきたという点に対する立証がなく、むしろ矯正器の設計・製作業者が矯正器を納品する際に相手に対して秘密維持義務を課していないことを勘案すると、**熱間矯正器の設計図面は営業秘密ではない。**」

②「冷間矯正器の技術資料及び仕様書に関して、各文書に秘密であると認識することができる表示がされていないだけでなく、原告が被告職員などを含めて技術説明会に参加した人々に各文書が秘密であることを告知し、技術説明会の出席対象者、又は各文書にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、各文書にアクセスした者に秘密維持義務を付加して説明会が終了して直ちに各文書を回収するなど、客観的に見て各文書を秘密に維持・管理していたことに対する原告の立証がないため、それらが**営業秘密であるという原告の主張を排斥したことは正当である。**」

営業秘密流出に対する韓国判例2

＜韓国最高裁判所2011.7.14宣告2009ダ12528号＞

○事案 A社が退職者B、及び再就職先であるC社に対し営業秘密侵害訴訟を提起した事例

○争点 ① BはA社退職時に製品情報をコピーしC社貸与のノートブックに保存していたが、**当該製品情報は、営業秘密の要件である「独立した経済的価値を有するもの」に該当するか**

② 本件において、**Bの再就職先であるC社にも使用責任があるか**

① 「この文書は、そのゲームを販売するにおいて、提示することのできる価格及びいくつかのビジネスモデルなどを含んでおり、その内容は、今後この製品又はこれと類似する製品を他の会社に販売する場合に有用に活用される情報であって、競争業者がこれを入手した場合、価格政策の樹立などにおいて時間と費用をかなり節約できると見られるため、この文書は、**独立した経済的価値を有する。**」

② 「BがA社から退職した後、C社の海外事業室長として入社し、この事件の営業秘密文書をC社から支給されたノートブックコンピュータに保存・保管した点は認められるが、そのような事情だけではB及びC社が営業秘密侵害行為に関して共謀した、又は営業秘密文書を取得・使用したと断定することは困難であり、また、このような事情だけでは、Bの営業秘密侵害行為がC社の事務執行に関して成立したとみることもできないため、**被告会社の使用者責任も認めることは困難**である。」

営業秘密流出に対する韓国判例3

＜韓国最高裁判所2010.7.15宣告2008ド9066号＞

○事案 A社を退職者Bに対し、営業秘密侵害罪で刑事立件した事例

○争点 Bは、A社入社時に営業秘密維持誓約書を作成するとともに、退社時に企業秘密を搬出していないことを確認する誓約書にサインしていたが、**BがA社在職時に開発したプログラムを退職後も保有し、転職先において使用していた。このようなBの行為は、営業秘密侵害罪に該当するか。**

「Bは、A社に入社時に営業秘密を公開したり漏洩しないという内容の誓約書を作成し、また、退社時にA社の業務により取得した製品のソースコードなどの企業秘密について、会社の大切な資産であることを認知して事務室外に搬出していないことを確認する企業秘密保護誓約書を作成してはいたが、1)A社においてプログラムファイルの秘密を維持するのに必要な特別な保安装置や保安管理規定を設けておらず、2)重要度によってプログラムファイルを分類したり、3)対外秘又は機密資料という特別な表示もしておらず、4)研究員は会社のファイルサーバに自由にアクセスでき、ファイルサーバ内に保存された情報を特別な制限なく閲覧・コピーすることができ、5)コピーして保存した媒体をいつでも搬出できたという点などに照らせば、この事件の各プログラムファイルは、相当な努力によって秘密に保持されたものとみることは難しく、**営業秘密に該当しない。**」

→ ただし、営業秘密でなくとも、その資料が不特定多数に公開されておらず、使用者がかなりの時間、努力及び費用をかけて製作した営業上の主要な資産の搬出行為について、業務上背任罪を適用した事例あり（韓国最高裁2008.4.2宣告2006ド9089号）

営業秘密流出に対する韓国判例4

＜韓国最高裁判所2010.3.11宣告2009ダ82244号＞

○事案 爪切り等の製造販売会社Aが退職者Bを競業禁止契約違反で訴えた事例

○争点 A社とBは、退職後2年以内において、A社と競合する会社への再就職又はA社業務に影響を及ぼすことを禁止するとともに、同3年間は営業秘密に対する守秘義務を課す競業禁止規定を締結していたにもかかわらず、**Bは、A社を退職後2年以内に、A社の顧客企業に対し爪切りの販売を行っていた。このようなBの行為は、競業禁止規定に違反するものであったか。**

「使用者と勤労者の間に競業禁止約定が存在したとしても、そのような約定が憲法上保障された勤労者の職業選択の自由と勤労権などを過度に制限したり自由な競争を過度に制限する場合には、民法第103条に定めた善良な風俗、その他の社会秩序に反する法律行為として無効とみるべきであり、このような競業禁止約定の有効性に関する判断は、保護する価値のある使用者の利益、勤労者の退職前の地位、競業制限の期間・地域、及び対象職種、勤労者に対する代価の提供の有無、勤労者の退職経緯、公共の利益、及びその他の事情などを総合的に考慮しなければならない」

「（本件においてBが使用した）上記の情報は、すでに同じ業界全般で、ある程度知られていたものであり、たとえ一部の具体的な内容に知られていない情報があったとしても、これを入手するのにそれほど多くの費用と努力を要していないとみられるため、この事件の競業禁止約定によって保護する価値がある利益に該当すると見ることは難しく、またはその保護価値が相対的に少ないケースに該当する」

営業秘密流出に対する韓国判例4

＜韓国最高裁判所2010.3.11宣告2009ダ82244号＞

「また、被告がこの事件の競業禁止約定の締結によって特別な代価を受けたとはみられないが、退職後の2年という長い期間で競業が禁止されている点、被告は、1986年1月5日に原告に入社して1999年9月6日から2004年2月28日まで原告の貿易部長として勤務したが、原告における貿易業務を通じて習得した一般的な知識と経験を用いる業務に従事できなければ、職場を移動することが容易ではなく、原告を辞める場合には生計をかなり脅かす可能性がある点、被告が原告を退職して原告と同じ業種の会社を設立し、原告が取引きしていたC社に納品できたものは、ただ被告がC社のバイヤーなどと信頼関係があったことに起因するというよりも、被告が全面的に中国の下請け企業等から供給された製品を納品することによって、価格競争力を高めることができたことに起因すると見られる点、たとえ被告が会社を設立して原告と同種の事業を営もうとして原告を辞め、退職日が近くなって事前にその事業を準備する行為をしたとしても、その背信性が大きいとみることが難しい点などを総合して、先の法理に照らしてみると、この事件の競業禁止約定が被告の上のような営業行為まで禁止すると解釈した場合、勤労者である被告の職業選択の自由と勤労権などを過度に制限したり、自由な競争を過度に制限するケースに該当し、民法第103条に定められた善良な風俗、その他の社会秩序に反する法律行為として無効とされるものであり、よってこの事件の競業禁止の約定が有効であることを前提とする上の約定違反に基づく損害賠償請求には理由がない」